

平成29年11月 2 日

株 主 各 位

長 崎 県 佐 世 保 市 湊 町 3 番 13 号
山 下 医 科 器 械 株 式 会 社
代表取締役社長 山 下 尚 登

株式移転に伴う当社株式のお取り扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成29年12月 1 日を期日として、単独株式移転の方法により、完全親会社となる「ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社（以下、「ヤマシタヘルスケアホールディングス」といいます。）」を設立いたします。

そのため、株式移転により当社の株主様は、完全親会社であるヤマシタヘルスケアホールディングスの株主様となります。

株式移転に伴う当社株式のお取扱いは下記のとおりとなりますので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. ヤマシタヘルスケアホールディングス株式の割当の時期および方法

株式移転の日前日の平成29年11月30日（木曜日）最終の当社株主名簿に記録されました株主様に対し、ご所有株式 1 株に対し 1 株の割合をもってヤマシタヘルスケアホールディングスの株式を割当交付いたします。また、ヤマシタヘルスケアホールディングスの単元株式数は100株となります。

割当交付されたヤマシタヘルスケアホールディングスの株式は平成29年12月 1 日（金曜日）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録され、同日以降、ご売却が可能です。なお、「株式移転に伴う割当株式数のご通知」は、平成29年12月21日（木曜日）にお届出のご住所またはご指定の場所あてに発送する予定です。

なお、本件に関し、株主様によるお手続きは特段ございません。

2. 株式の流通について

当社株式の流通につきましては、次のとおりとなります。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成29年11月28日（火）	当社株式の上場廃止日	この日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。
平成29年12月 1 日（金）	株式移転の日	この日以降、ご所有株式 1 株に対し 1 株の割合をもってヤマシタヘルスケアホールディングスの株式として売買が可能になります。

3. 単元未満株式の買取請求について

単元未満株式の買取請求につきましては、次のとおり株式移転の日直前の一定期間において、受付を停止いたします。

年 月 日	買取請求のお取り扱い
平成29年11月24日（金）	買取請求の受付は、左記日付まで従来どおりお取り扱いいたします。
平成29年11月27日（月） ～ 平成29年11月30日（木）	この期間中は、単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。
平成29年12月1日（金）	割当後のヤマシタヘルスケアホールディングスの単元未満株式（100株未満）につき、買取請求の受付を開始いたします。

（※）買取請求の受付日程は、証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

（※）当社では、単元未満株式の買増制度（単元株式数に不足する株式の買増を請求できる制度）は導入しておりません。

4. 株主優待について

株式移転の日前日の平成29年11月30日（木曜日）最終の当社株主名簿に記録された株主様に対しましては、現行の当社の株主優待制度に基づき、平成30年2月下旬に株主優待品をご送付いたします。

なお、株式移転後は、現行の当社の株主優待制度をヤマシタヘルスケアホールディングスが継承する予定です。

【株式のお取り扱いに関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (連絡先) 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町 1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
---------------------------	--

以 上